

わたしたちは、
みなさんと
福祉をつなぐ
パイプ役です

安心して
ご相談下さい
(守秘義務があります)

ご相談に応じた
専門機関の
紹介を
いたします

福祉制度・
支援サービスの
紹介をします

岡山県内には
約4,000人が
活動しています

地域のみなさん



民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された
地域の奉仕者です



民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中から
厚生労働大臣に指名された委員です

子どもを
中心に
幅広く活動



主任児童委員は、児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童福祉に関する事柄を専門に担当し、他の民生委員・児童委員と連携を持ちながら活動します。

福祉事業・福祉サービス

行政・専門機関と連携



■ 民生委員・児童委員には守秘義務があります。

ご相談内容・個人情報等、秘密は厳守いたします。社会奉仕と基本的人権の尊重を基本姿勢とする職務です。

【民生委員法第15条】 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

■ 民生委員・児童委員の基本的性格

自主性

奉仕性

地域性

担当区域を基盤に、住民の立場で誠意をもち、謙虚に、無報酬で活動を行う、ボランティアです。

■ 民生委員・児童委員活動の歴史

大正5年5月、地方長官会議の場で、当時の岡山県知事であった笠井信一氏が大正天皇から県内の貧困状況の下問を受けたのをきっかけに、岡山県内の貧困事情を調査し、ドイツの「救貧委員制度」を参考にして、大正6年5月、「済世顧問設置規程」を公布、民生委員制度の源となる済世顧問制度が生まれました。その後全国に普及、展開、発展を遂げ平成19年には、民生委員制度創設90周年を迎えました。

岡山県は民生委員制度の発祥の地であり、「済世顧問設置規程」が公布された5月12日は民生委員・児童委員の日となっています。



このチラシは、共同募金の配分金によって作成しています。